

地域森林計画の変更（案）について

天神川地域森林計画（第 3 回変更）

日野川地域森林計画（第 3 回変更）

鳥取県農林水産部

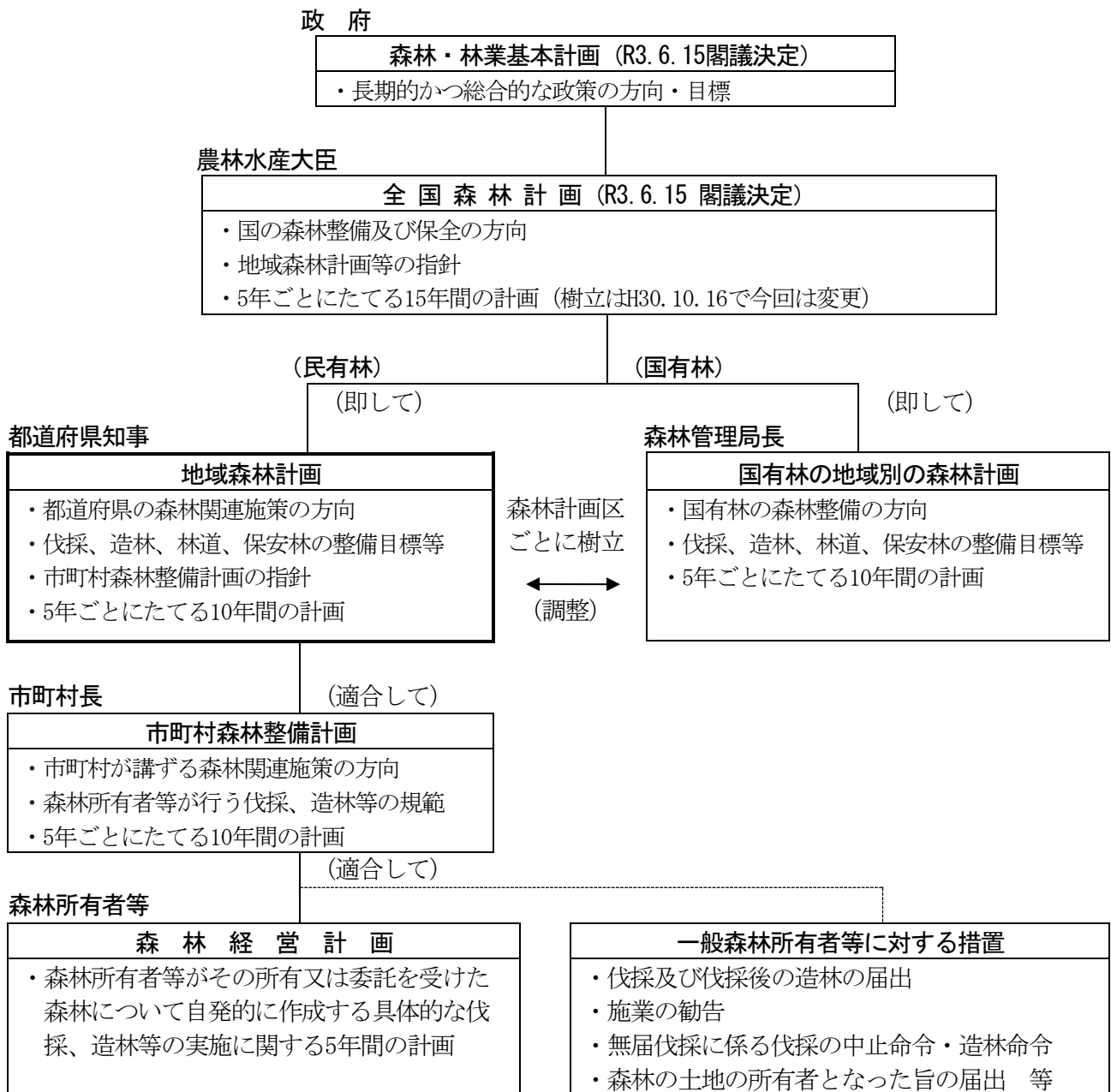
森林・林業振興局林政企画課

1. 森林計画制度の概要

(1) 森林計画制度の意義

- ・森林は、無秩序な伐採や自然災害などにより一度荒廃してしまうと、山地災害の発生誘引や水資源の確保等の面において国民に多大な影響を及ぼすこととなり、その有する諸機能の回復にも長期を要することから、計画的かつ長期的視点に立った適切な施業が必要です。
- ・森林の持つ公益的機能の維持増進や森林資源の循環的利用を図るためには、森林・林業に関する長期的、総合的な施策の方向及び目標を策定するとともに、森林所有者等に森林の取り扱いに関する指針を明らかにする必要があります。
- ・これらのことから森林法において、国・都道府県・市町村及び森林所有者を通じ、一貫した森林計画制度が体系付けられています。

(2) 森林計画制度の体系図



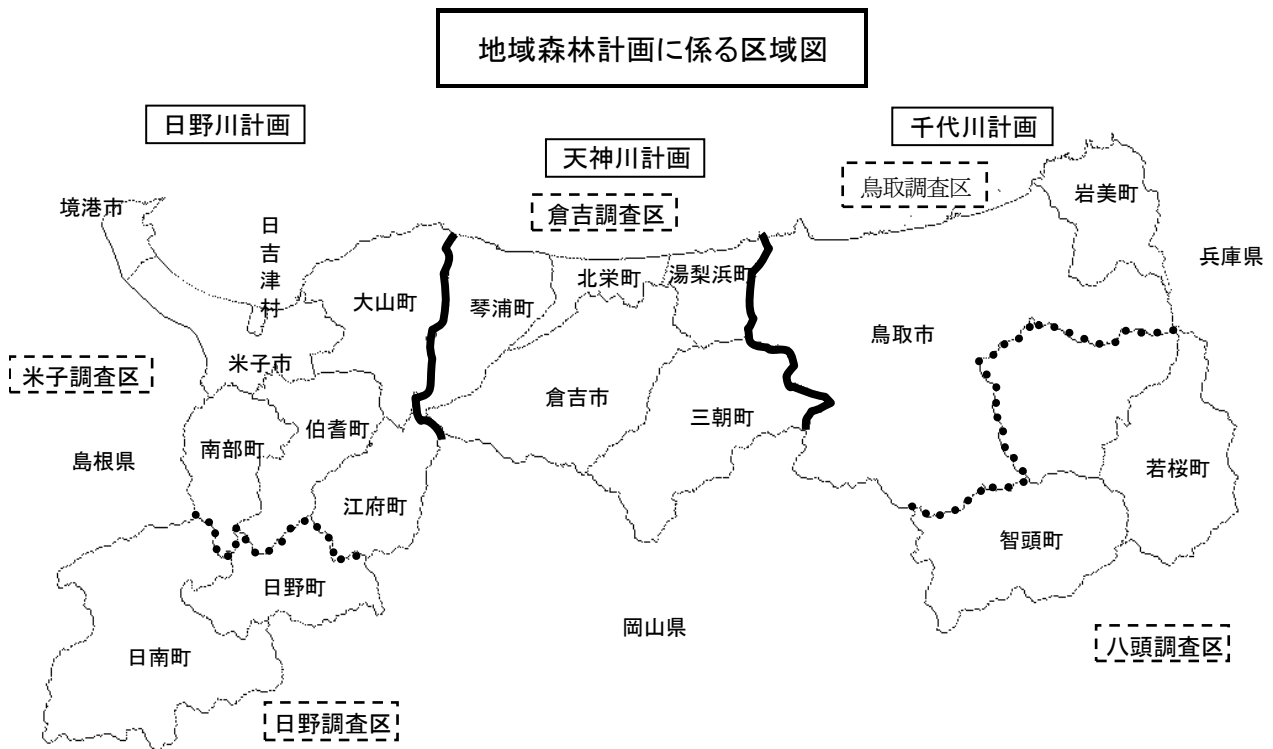
※森林経営計画については、税制、金融、補助の特例措置があります。

※令和2年度末の森林経営計画認定率は34%です。

(3) 鳥取県の地域森林計画

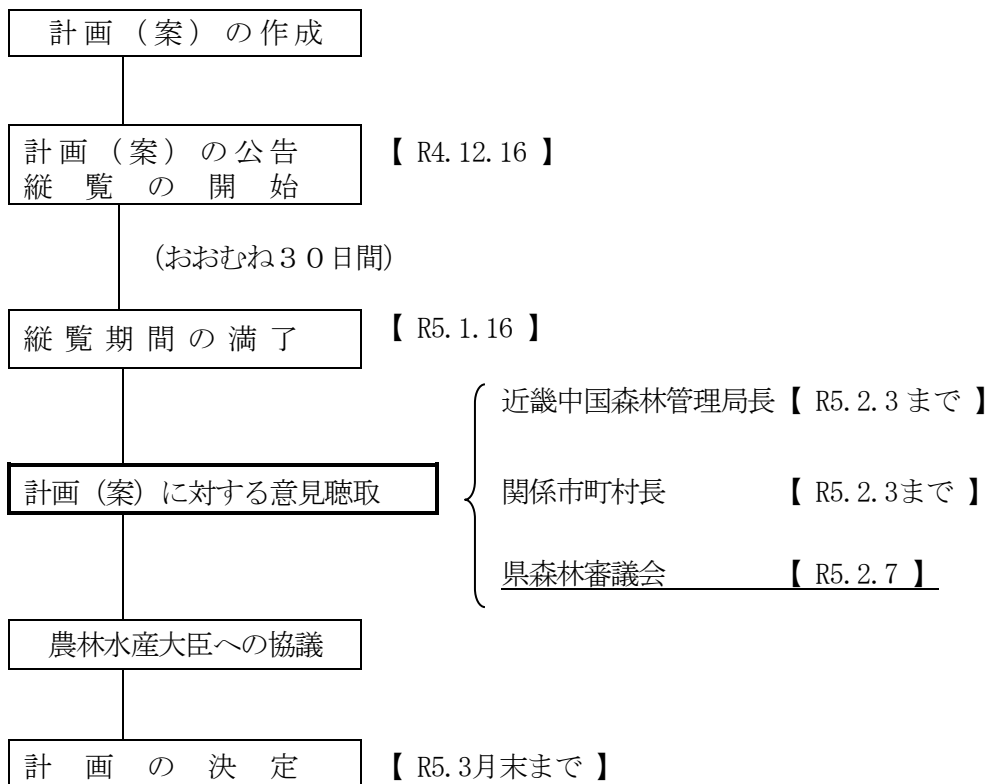
- ・地域森林計画は、都道府県知事が森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）第5条の規定に基づき、森林計画区別にその森林計画区に係る民有林において、全国森林計画に即して、森林施業の基準や造林面積等の計画量等を5年ごとに定める10年を一期とする計画です。
- ・計画を樹立するため必要となる森林資源状況の調査について、県下を5つの調査区に分けて、順次調査しています。

| 計画区名 | 調査区名 | 調査年度 | 樹立年度 | 計画期間 |
|------|------|-------|-------|----------------------|
| 千代川 | 八頭 | R 2 | R 3 | 令和4年4月1日～令和14年3月31日 |
| | 鳥取 | R 3 | | |
| 天神川 | 倉吉 | H 3 0 | H 3 1 | 平成31年4月1日～令和11年3月31日 |
| 日野川 | 米子 | H 2 9 | R 1 | 令和2年4月1日～令和12年3月31日 |
| | 日野 | R 1 | | |



(4) 地域森林計画の樹立・変更に係る手続き

- ・森林審議会への諮問・答申、農林水産大臣への協議・回答を経て、令和3年12月末までに策定し、その内容を公表します。



2. 天神川地域森林計画の変更（案）の概要について

(1) 計画の対象とする森林の区域

| | | | |
|----------------------------|------|-----------|--|
| 総 数 | | 43,849.61 | <p>1 地域森林計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の民有林とする。</p> <p>2 地域森林計画の対象とする森林は、次の（１）から（３）までの事項の対象となる</p> <p>（１）森林法第 10 条の 2 第 1 項の開発行為の許可</p> <p>（２）森林法第 10 条の 7 の 2 第 1 項の森林の土地の所有者となった旨の届出</p> <p>（３）森林法第 10 条の 8 第 1 項の伐採及び伐採後の造林の届出</p> <p>3 森林計画図の縦覧場所 鳥取県農林水産部森林・林業振興局林政企画課 鳥取県中部総合事務所農林局林業振興課</p> <p>4 地域森林計画の対象に含めない森林</p> <p>（１）近接する森林と森林施業上の関連を有しない森林 （孤立し、かつ 0.3 ヘクタール以下の森林）</p> <p>（２）都市計画法による市街化区域内の森林又は市街化区域と市街化調整区域の区域区分の定められていない都市計画区域において用途地域として定められている区域内の森林であって当該市街化区域又は用途地域として定められている区域外の森林と森林施業上の関連を有しない森林</p> <p>（３）国又は地方公共団体が実施する事業により道路、鉄道、住宅用地、工業用地若しくは、農業用地等森林以外の用に供される森林又は森林法第 10 条の 2 の規定に基づく林地開発許可（連絡調整を含む）を受け、完了確認が終了した森林</p> |
| 市 町 村 別 内 訳 | 倉吉市 | 15,316.67 | |
| | 湯梨浜町 | 3,965.37 | |
| | 三朝町 | 16,577.50 | |
| | 北栄町 | 1,421.64 | |
| | 琴浦町 | 6568.43 | |

※面積は森林簿の集計による。

(2) 林道の開設または拡張に関する計画

(単位 延長：m、面積：ha)

| 開設 | 種類 | (区分) | 位置 (市町村) | 路線名 | (延長及び箇所数) | (利用区域面積) | 前半5カ年の計画箇所 | 備考 |
|----|----|------|-------------|------|-----------|----------|------------|----------|
| 拡張 | 改良 | | 倉吉市 | 明谷 | 200 - 1箇所 | 94 | ○ | その他 |
| 拡張 | 改良 | | 倉吉市 | 山の神 | 300 - 1箇所 | 36 | ○ | その他 |
| 拡張 | 改良 | | 三朝町 | 実光福吉 | 100 - 1箇所 | 56 | ○ | (その他) 幹線 |

※ () は変更前
上記以外は令和 3 年 1 2 月 2 3 日変更の地域森林計画のとおり

3. 日野川地域森林計画の変更（案）の概要について

（1）林道の開設または拡張に関する計画

（単位 延長：m、面積：ha）

| 開設 | 種類 | （区分） | 位置 （市町村） | 路線名 | （延長及び箇所数） | （利用区 域面積） | 前半5カ年 の計画箇所 | 備考 |
|----|----|------|-------------|-----|-----------|--------------|----------------|-----|
| 拡張 | 改良 | | 伯耆町 | 鎌倉山 | 100 - 1箇所 | 95 | ○ | 幹線 |
| 拡張 | 改良 | | 日野町 | 内井谷 | 10 - 1箇所 | 215 | | その他 |

上記以外は令和元年年12月27日樹立の地域森林計画のとおり